

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課・学校保健担当課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱の一部改正及び実施要領の策定について

今般の補正予算（第2号）の成立を受け、学校保健特別対策事業費補助金に係る交付要綱の一部改正及び学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業実施要領を策定いたしましたのでお知らせします。

ついては、別紙の内容について確認いただき、必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

なお、実施要領に定める補助対象経費の範囲に該当するものであれば、交付決定前に進めた事業に係る経費についても補助対象として取り扱うことといたします。

また、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業（以下、「本事業」という。）においては国と地方の負担割合を1/2としており、実施要領においては国の補助金額を示しておりますが、本事業に係る地方負担分は全額、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による充当が可能（交付金の交付を受ける場合は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱等を踏まえ、「実施計画」の内閣府への提出が必要）となる見通しです。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対して周知いただくようお願いいたします。

本件担当

- 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業
(感染症対策等への支援について)
初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-5253-4111（内線 2976）

- (学習保障の取組への支援について) 事業窓口
初等中等教育局教育課程課庶務・助成係
TEL：03-5253-4111（内線 2364）

学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）
交付申請書及び事業計画書の提出について

1 提出方法及び期限

電子メール：令和2年7月 9日（木）17：00（電子媒体：エクセル、PDF）

郵送：令和2年7月16日（木）17：00（紙媒体）

2 提出物及び提出先

<提出の流れ>

■市区町村分（指定都市含む）

市区町村教育委員会

- ・担当者名簿〔エクセル〕※文部科学省への提出は不要
- ↓
- ・交付申請書（様式1-4）〔エクセル、公印付きPDF〕
- ・事業計画書（別添1（様式1-4））〔エクセル〕

都道府県教育委員会

- ・担当者名簿《市区町村立学校担当》〔エクセル〕
- ※学校設置者名欄には都道府県名を記入
- ↓
- ・交付申請書【各市区町村分】〔エクセル、公印付きPDF〕
- ・事業計画書【各市区町村分】〔エクセル〕
- ・交付申請一覧（様式2-4）〔エクセル〕

文部科学省

■都道府県分

都道府県教育委員会

- ・担当者名簿《都道府県立学校担当》〔エクセル〕
- ↓
- ・申請書（様式1-4）〔エクセル、公印付きPDF〕
- ・事業計画書（別添1（様式1-4））〔エクセル〕

文部科学省

<文部科学省への提出先>

電子メール：kyozai@mext.go.jp

※送付する際、件名は以下として送信してください。

件名：【団体名】再開支援事業申請書

郵送：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 庶務・助成係

※印刷（公印付き原本）した書類をまとめて郵送してください。

3 注意事項

- ・様式2-4の補助対象経費及び交付申請額は様式1-4と整合します。
- ・事業計画書（別添1（様式1-4））における児童数及び生徒数については、令和2年度学校基本調査へ報告した数と一致させてください。

4 今後の予定

【交付決定通知書（様式3-4）】の発出（8月上旬）

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問 1	対象期間	いつからの契約が対象となるか。	補助対象期間は令和 2 年 4 月 1 日（水）からとなるので、この日以降の補助対象経費に係る契約が補助対象となる。ただし、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」（要綱第 2 条（1））での購入物品等は対象とならないので、重複しないように留意すること。
問 2	対象期間	オンライン教材の利用料など、契約期間が補助対象期間最終日の令和 3 年 3 月 31 日を超えているが、対象となるか。	補助対象期間にかかる経費については対象とする。例えば、オンライン教材の使用について令和 2 年度から令和 4 年度までの利用契約を締結した場合、令和 2 年度分の利用料については補助対象となる（ただし、契約日は令和 2 年 4 月 1 日以降に限る。）。なお、令和 2 年度の経費が明確でない場合は、契約期間に占める令和 2 年度の日数や月数等に応じて案分した額を補助対象経費とみなす。
問 3	補助方法	教育委員会にて一括して購入するなど、複数校分をまとめて調達する場合も対象となるか。	スケールメリットを活用して、教育委員会において一括して調達することは可能だが、各校への配付数・金額を明確にすること。また、各校長がその内容及び自校の配分額から差し引かれることについて合意していることが必要。
問 4	補助方法	学校設置者において、域内の学校への配分額を調整できるか。	1 校当たりの補助上限額を超える額を配分することはできない。1 校当たりの補助上限額を超えない範囲で額を調整することは可能だが、各校長がその内容について合意していることが必要。
問 5	補助方法	交付された補助金は教育委員会において一括管理してもよいか。	管理方法については、学校設置者における会計規則等に従って適切に処理いただければよいが、各校に予算は配当し校長が自校に配当されている予算を使用できるようにすること。
問 6	補助方法	本事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象となるか。対象となる場合、どの程度充当されるか。	本事業における国と地方の負担割合は 1/2 であるが、地方負担分は全額、地方創生臨時交付金による充当が可能となる予定のため、内閣府地方創生推進室が策定する同交付金制度要綱等を踏まえ実施計画を内閣府へ提出すること。 例) 補助対象経費 100 万円 本事業補助上限額（1/2）50 万円、地方創生臨時交付金 50 万円
問 7	補助方法	追加配分はあるのか。	児童生徒等が感染するなど、感染状況等に応じて、予算の範囲内で追加配分を行う場合もあるので、特段の事情がある場合は、文部科学省まで相談いただきたい。
問 8	補助方法	概算払いができるか。	概算払いできるよう、調整する予定。
問 9	補助方法	申請時点では具体的な購入計画等を積み上げられていないが、概算では補助上限額を要する見込みがある。このような場合にも補助上限額を申請してよいか。	申請いただいて差し支えない。ただし、感染の状況や児童生徒の状況に応じた感染症対策・学校での教育活動や家庭学習を実施する際に真に必要なものであり、具体的に使用予定があるものに限る。
問 10	補助方法	事業計画書（別添 1（様式 1-4））の取組内容について、ア：感染症対策等、イ：学習保障のいずれか又は両方を記載することになっているが、記載をしなかった取組内容を実施した場合は補助対象外となるのか。	事業計画書において記載していなかった取組内容について、補助対象外となるということではないが、いずれにも支出が見込まれる場合は必ず「ア・イ」両方の取組を記載いただきたい。
問 11	補助方法	保健衛生用品の購入に当たり、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」（要綱第 2 条（1））との違いは何か。	「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」はマスクや消毒液等の保健衛生用品等の消耗品の購入を目的としている。一方、本事業は、消耗品費のほか、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費も可能としている。 なお、本事業において保健衛生用品を追加的に購入することも可能であるが、その場合は、年間の必要見込数から「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」で購入した数を除いたものを購入すること。

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問 1 2	対象経費	オンライン教材の入会金、利用料は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校での教育活動や家庭学習を実施する際にオンライン教材を用いる際に生じる経費であれば対象となる。なお、補助対象期間の考え方は問 2 を参照。
問 1 3	対象経費	コピー用紙、トナー代は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問 1 4	対象経費	封筒、切手、レターパック購入費は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問 1 5	対象経費	電話増設のための電話の設置費は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、家庭との連絡体制の強化等のため電話回線を増設する場合の備品の運搬、設置のための役務費は対象となる。
問 1 6	対象経費	水道について、蛇口式からレバーやセンサー式等への交換に要する経費は対象となるか。	学校における感染症対策を目的とした手洗い場等における水道の蛇口の交換については、据え付けに伴う費用も含めて備品購入費となる場合には補助対象とする。
問 1 7	対象経費	電気代が例年より高くなることが予測されるが、対象となるか。	水道代、電気代、ガス代などの光熱水費は、補助対象外となる。
問 1 8	対象経費	通話料は対象となるか。	通話料については原則対象としないが、例えば、携帯電話機の借り上げ費用と通話料を分けて契約する場合に比べ、借り上げ料と通話料がセットの料金の方が安価であるなど合理的な理由がある場合には、対象に含めても差し支えない。
問 1 9	対象経費	双方向のやりとりを可能とするシステムの加入費など、学習指導や家庭との連絡体制強化に必要な経費は対象となるか。	学びの保障のための取組において必須となる加入費であれば、対象として差し支えない。なお、契約期間の考え方は問 2 に準ずる。
問 2 0	対象経費	自作の教材にかかる編集委託費、謝金は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校において教材を自ら作成する際に生じる報酬（人件費、謝金）については対象外であるが、雑役務費（業者への編集委託など）は対象となる。なお、教育委員会が作成する場合には、各校長がその内容及び自校の配分額から差し引かれるところについて合意していることが必要。
問 2 1	対象経費	教師用のデジタル教科書購入費は対象になるか。	学習者用のデジタル教科書は既に紙の教科書が無償給付されていることから対象外とするが、教師用のデジタル教科書の購入費は対象として差し支えない。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。また、感染の状況や児童生徒の状況に応じ学校での教育活動や家庭学習を実施する際に教師用のデジタル教科書を購入する場合に限る。
問 2 2	対象経費	タブレット、P C 端末等の ICT 機器購入費は対象となるか。	他の補助金等の補助対象となるものを除き、対象として差し支えない（要綱第 3 条）。ただし、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際の取組として必要となる場合に限る。
問 2 3	対象経費	学校給食調理員等の熱中症対策として購入するものはどのようなものが想定されるか。	学校給食調理員等の熱中症対策を目的として購入し使用するもの（冷却ベスト、スポットクーラー等）であれば補助対象として差し支えない。ただし、スポットクーラー等を調理場で使用する場合には、食材を汚染しないよう、使用場所やその取扱いに留意すること。